

# ○可茂衛生施設利用組合幹事会要綱

平成 11 年 6 月 29 日  
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 7 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日組合訓令甲第 3 号

(設置)

第 1 条 可茂地域の環境保全及び居住環境の向上に係わる可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の円滑な運営に資するため、可茂衛生施設利用組合幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 幹事会は、組合規約（昭和 35 年岐阜県指令第 908 号）第 2 条に規定する関係市町村の副市町村長（副市町村長を置かない関係市町村にあつては、当該市町村長の指定する者。以下同じ。）をもって組織する。

(役員)

第 3 条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 一人
- (2) 副会長 一人

(役員を選出)

第 4 条 前条の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長は、組合の管理者の属する市町村の副市町村長をもって充てる。
- (2) 副会長は、組合の副管理者の属する市町村の副市町村長をもって充てる。

(役員職務)

第 5 条 会長は、幹事会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第 6 条 幹事会の事務局は、組合の施設「ささゆりクリーンパーク」に置く。

(会議)

第 7 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の付議事項)

第 8 条 会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱の変更
- (2) 組合の議会に付託する議案
- (3) 組合の運営に関する必要な事項
- (4) その他幹事会に関する重要事項

(議決)

第 9 条 会議の議決は、すべての出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の経費)

第10条 会議の経費は、組合の負担とする。

附 則

この訓令は、平成11年6月29日から施行する。

附 則（平成19年4月1日組合訓令甲第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。